

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	措置の分類の見直し	措置の内容の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
防衛庁	2120010	防災・危機管理に関する権限移譲		現在、災害・危機管理に関する法令は、交通・通信・エネルギー等、関係各府省庁が個別に所管しているが、国家行政組織法第2条第2項、内閣府設置法第5条第2項の精神を踏まえ、官庁間協力により、政府として連携して対応している。	C		<p>関西広域・危機管理機構(仮称)が、いかなる組織であり、具体的に当庁が所管する自衛隊法をどのように改正することが必要であり、また、どのような国及び府県の権限を、関西州(産業再生特区)に移譲することによってあらゆる災害に対応できるようにするかが明らかではないため、同機構の組織内容、権限等を明らかにした上で、権限移譲等の妥当性を慎重に検討すべきである。</p> <p>仮に、提案主体者の意図が、自衛隊法第83条第1項における自衛隊への災害派遣要請権について都道府県等から同機構に権限を移譲することを想定しているものである場合、各府県及び同機構の関係によっては、自衛隊の災害派遣活動に混乱を来し、適切な災害対応の障害となおそれがあり、救援活動を効果的かつ効率的に実施することが出来なくなるということが想定される。</p> <p>いずれにしても、同機構と現在自衛隊への災害派遣要請権をもつ都道府県知事との関係が如何なるものになるか、また、同機構が都道府県知事等以上に被害状況等を全般的に掌握できる立場にあるか等の観点から、今後、同機構の組織内容、権限等を明らかにした上で、慎重な検討が必要である。</p>										1475	14752010	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経済連合会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。	非常時に権限の集中が行えるよう、防災・災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。